

**新サイマスタンダード安心パック付帯補償セット規約**  
 ～スタンダード傷害保険(傷害事故の範囲：自転車搭乗中等のみ補償特約付帯)～

**補償の概要**

新サイマスタンダード安心パック付帯補償セットは、被保険者（補償の対象となる方）が保険期間中に自転車に係る事故（※）によって傷害（ケガ）を被った場合に保険金をお支払いする保険です。  
 ※ 「自転車に係る事故」とは自転車に乗っている間の事故や、自転車に乗っていないときに運行中の自転車と衝突・接触した事故をいいます。

**【補償の内容等】**

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
入院一時金	事故によるケガのため、事故発生の日からその日を含めて180日以内に、免責日数（2日）を超えて入院された場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     10,000円 (入院一時金額)                 </div>	次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為</li> <li>戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動（注1）</li> <li>地震もしくは噴火またはこれらによる津波</li> <li>競技・競争もしくは興行またはこれらの練習のため自転車に搭乗している間の事故</li> <li>ブレーキ等の制動装置を備えていないために、交通の危険を生じさせるおそれがある自転車に搭乗している間の事故</li> <li>むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注2）</li> <li>細菌性食中毒・ウイルス性食中毒</li> </ul> など （注1）テロ行為によるケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約（条件付）」により、保険金お支払いの対象となります。 （注2）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
個人賠償責任保険金（特約）	被保険者が日常生活における偶然な事故や住宅の所有(注)、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 (注)住宅には別荘など一時的に居住する住宅を含みます。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     損害賠償金の額 - 自己負担額 (0円)                 </div>	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者または被保険者の故意</li> <li>戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動（注）</li> <li>地震もしくは噴火またはこれらによる津波</li> </ul> など (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>職務遂行に直接起因する損害賠償責任</li> <li>職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>同居する親族に対する損害賠償責任</li> <li>第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>航空機・船舶・車両（人力のものやゴルフ・カートを除きます）の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任</li> </ul> など (注) テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約（条件付）」により、保険金お支払いの対象となります。
本人のみ補償特約(個人賠償責任補償特約用)	個人賠償責任補償特約の被保険者の範囲を、ご本人のみに限定する特約です。被保険者ご本人が責任無能力者である場合は、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金お支払いの対象となります。		
賠償事故解決特約	個人賠償責任保険金をお支払いする法律上の損害賠償責任が発生した場合に、被保険者からのお申出により、引受保険会社が被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行う（注）特約です。 (注) 示談交渉等をお引き受けできない場合もあります。詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。		

**【被保険者（補償の対象となる方）】**

「新サイマスタンダード安心パック」購入者（購入時に指定がある場合は、指定の者）

**【補償開始日時・保険期間】**

「新サイマスタンダード安心パック」のサービス期間と同一期間

【初回購入時】 購入日（指定がある場合は指定日）の翌日の午前0時より翌月1日の午後4時まで

【継続購入時】 継続購入日の翌月1日の午後4時より翌々月1日の午後4時まで

なお、「新サイマスタンダード安心パック」は解約申し出がない場合、上記【継続購入時】の補償期間が自動更新されます。また、「新サイマスタンダード安心パック」が解約された場合、サービス提供の終了と同時に補償も終了となります。

**【事故が発生した場合は】**

万一事故が発生した場合は、30日以内に下記連絡先にご連絡ください。

その際、必ず「新サイマスタンダード安心パック」の加入者であることをお伝えください。

ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<連絡先>新サイマスタンダード安心パック付帯補償セット事故受付デスク 0800-700-6077（24時間365日無料）

**【お申込みにあたってのご注意】**

・新サイマスタンダード安心パック付帯補償セットは保険契約者を株式会社 cyma、引受保険会社を au 損害保険株式会社とするスタンダード傷害保険の商品付帯契約です。被保険者（補償の対象となる方）の方の保険料負担はありません。

- ・上記補償内容については概要を説明したものです。詳しくは au 損害保険株式会社のホームページにあるスタンダード傷害保険ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）をご確認ください（<http://www.au-sonpo.co.jp/>）。なお、ご不明な点があれば下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【個人情報の取り扱いについて】

株式会社 cyma は、本事業の運営において知り得た顧客等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、下記の利用目的にのみ使用致します。

I. お客様よりご利用を受けた各種サービスを提供するため II. お客様に対して各種営業情報及び販促品を提供するため III. I における各種サービスの提供後に、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触をする必要が発生した際のため IV. お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため V. 傷害保険サービスの提供会社である au 損害保険株式会社の保険引受の審査、本契約の履行のためおよび引受保険会社及び取扱代理店が行う他の商品・サービスの案内のため また、V については、利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、再保険会社等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第 53 条の 10）により、利用目的が限定されています。

詳細については au 損害保険株式会社のホームページ（<http://www.au-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

お問い合わせ先	<b>【補償に関するお問い合わせ先】</b>	<b>【引受保険会社】</b>
	au損保 カスタマーセンター TEL：0800-700-0600（通話料無料） （受付時間：AM9時～PM6時 年末年始を除く）	 <b>損害保険株式会社</b>

B21D310116 (2108)